

## 【公益社団法人全国公民館連合会 平成 29 年度事業計画書】

平成 29 年度の事業展開にあたって  
～絆を紡ぎ、人づくり・地域づくりに貢献する公民館をめざして～

### はじめに

これまで全国各地の公民館では、それぞれの地域がかかえる様々な課題に対して地域の方たちとともに、創意工夫をしながら対応することで解決を図るなど、その使命と責任を果たしてまいりました。しかしながら、近年の都市化・過疎化の進行や家族形態の変容、さらには急速な人口減少・少子高齢化の進行など、それぞれの地域だけでは解決が困難なものがあります。全公連としては、それらの課題解決のために関係各方面と連携を密に取り合い、努力をしております。

なお、本年度の全国公民館研究集会は、全国7地域区分(北海道、東北、関東・甲信越・静、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州)で開催する2年目となります。昨年同様、すべての全国大会において「公民館の存在意義」を内容とした共通分科会を設け、それぞれ各ブロックの特性や地域性を踏まえ、一つひとつ共通理解を得ながらこれからの公民館の在り方を明らかにしてまいります。会員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以下、本連合会の平成 29 年度事業の推進にあたり、特に留意すべき柱となる考え方を示し、会員各位の一層のご理解とお力添えをお願いする次第です。

### 〈これからの公民館に求められる基本的な方向性や役割〉を踏まえて

「これからの公民館のあるべき姿」を追求し、「地域の公民館」としての存在意義を果たしていくためには、国の動向を把握したうえで「基本的な方向性や役割」を明らかにしていくことが必要です。そのためには、公民館に係わる法改正等の趣旨を踏まえることが欠かせません。

本年度は国が教育基本法第 17 条に基づき策定した「第 2 期教育振興基本計画」の最終年度にあたります。その進捗状況の概要(平成 28 年 3 月に公表)によると、「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」の中で、「学校や公民館等の社会教育施設をはじめとする学びの場を核にした地域コミュニティの形成をめざした取組を推進する」とされています。

現在、策定中の「第 3 期教育振興基本計画」では、これまでの「自立」「協働」「創造」の理念を引き継ぎつつ、「人生 100 年時代における生涯を通じた学びの機会の保障など、2030 年以降の社会の変化を見据えた課題解決に向けた教育政策の基本的な方針」が示されることとなります。

また、まち・ひと・しごと創生関連法では、総合戦略の改定(平成 28 年 12 月 22 日)が行われました。その基本目標の④「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」には、主要施策と重要業績評価指標(KPI)として「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)が示されています。そして、『「小さな拠点」の形成数 1000 か所、住民の活動組織(地域運営組織)の形成数:3000 団体』と明記されています。

私たちは公民館に携わる者として、これらの目的や基本理念を理解し、日本の将来を見据えたこれからの公民館のあるべき姿を具体的に描き、その理念の実現に向け協力していくことが大切です。そして、公民館だからこそできること、公民館だからこそなすべきことをより明確にし、人々の絆を紡ぎ、社会福祉の増進、安心・安全な地域社会の構築に努めます。

## 〈それぞれの公民館で創意工夫を凝らした特色ある事業・活動〉を推進する

公民館を取り巻く状況は、予算の削減や施設の老朽化など、マイナス面に目を向けると厳しい局面ばかりです。一方プラス面としては、公民館がかけがえのない地域の拠り所として、市教育行政や地域住民の強い支援を受け、大きな存在感を示している公民館も数多くあります。マイナス面の克服も大事なことですが、プラス面のより一層の伸長を図ることでオンリーワンの公民館が実現されるものです。それぞれの地域に住む人々の願いや思いが、具体的に実現できる公民館活動が展開されて初めて公民館の必要性が実感でき、その存在感も高まります。

公民館に対する社会からの期待や要請は、単なる集いの場、単なる学習の場にとどまらず、災害が発生した時の対応(避難所等)、地域ぐるみでの子どもたちの健全育成など以前にも増して多様化してきています。そのような中、「公民館の耐震化の促進について(通知)」(平成 28 年 11 月 2 日付)が全国の都道府県及び指定都市教育委員会の社会教育主管課長あてに出されました。近い将来必ず起こるとされる大地震等に備え、公民館の耐震化について国も取り組んでいただけの動きが出てきました。今後も様々な支援が得られるように、機会を捉えて国への要望も積極的に行って参ります。

そこで公民館がいつでも、どんな時でも、地域の方々にとって必要不可欠の存在となるよう、次のような公民館づくりに努めます。

- ① 誰もが、ちょっと立ち寄ってみたいくなる、魅力ある公民館
- ② 自己向上の願いが叶う、学びを大事にする公民館
- ③ 人づくり・地域づくりに貢献できる、リーダーが育つ公民館
- ④ 人の温かさと心配りがにじみ、地域の絆を紡ぐ公民館

## おわりに

公民館の活性化には、全公連・ブロック公連・都道府県公連などの公民館組織の充実が不可欠です。組織がしっかりと機能すれば、必要な情報が適時・適切に入手できます。職務遂行に欠かせない資質・能力の向上に役立つ研修会等の参加機会も増えることになります。

また、「全国公民館研究集会・ブロック公民館大会」も、全ての組織が円滑に機能してこそ開催が可能となります。今年度も引き続き、組織の活性化のために努力を傾注し、全国の公民館事業の充実を支援してまいります。

都道府県の正会員並びに文部科学省を始め、関係機関・関係団体の皆様の一層のお力添えを賜りながら、公益社団法人として相応しい公民館事業を積極的に展開してまいります。

## I 公民館の充実発展に関する事業

### 【公民館研究集会・大会等の開催】

公民館機能を向上させることをもって地域社会の健全な発展を図ることを目的として、「全国公民館研究集会」を全 7 会場(北海道、東北、関東・甲信越・静、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州)で実施する。全国の公民館に勤務する職員等を募り、地域社会の現代的課題への対応などのテーマで事例発表や討議および大学教授等の研究者の講演等を各地区の特色を活かして行う。

### 《今年の開催予定(全国公民館研究集会)》

第 39 回全国公民館研究集会／平成 29 年 8 月 24 日～平成 29 年 12 月 1 日

開催地区	会期	主会場
北海道	10/12～13	北海道 釧路市
東北	10/30～31	宮城県 仙台市
関東・甲信越・静	8/24～25	群馬県 前橋市
東海・北陸	10/19～20	石川県 金沢市
近畿	11/30～12/1	兵庫県 神戸市
中国・四国	10/19～20	高知県 高知市
九州	8/24～25	大分県 大分市

※各地区のブロック公民館大会を兼ねる。

### 【全国公民館セミナーの開催】

各都道県を代表した公民館長等 60～100 名を募り、公民館の機能充実に必要なことについて研修を行う。実施後、公民館連合組織等を通じて研修の成果を各地域の公民館の活動にフィードバックすることを求め、公民館機能を向上させる。

開催期日／平成 30 年 1 月 31 日～2 月 2 日(3 日間)

開催場所／国立オリンピック記念青少年総合センター

### 【相談助言・情報発信・連携協力事業の実施】

#### ① 相談助言・情報発信

日々の公民館活動で発生するさまざまな案件について「社会教育法上の適否」や「トラブル回避の方法」「活動事例」「公民館の評価」などを情報発信するとともに個別の照会に対し、電話やインターネットによる相談に対し助言を行う。また、各地の公民館で実施する研修会の開催にあたって、テーマに対応した講師の紹介や派遣の実施および運営に役立つ情報提供などを行う。

#### ② 国・地方公共団体・社会教育団体・機関等との連携協力

前記①をより効果的に行うために、国及び社会教育団体振興協議会をはじめとする諸機関・諸

団体との連携協力を強化し、それぞれの情報の収集・発信及び公民館等を活用した総合的な社会教育活動を推進する。また、耐震化の促進等をはじめとした公民館を健全に運営するために必要なことについて、国や都道府県等の外部の組織に対して積極的な働きかけを行う。

#### 【地域活動支援事業の実施】

都道府県公連で実施している公民館職員の資質向上や公民館活動の理解促進等を主たる目的とした研修や広報事業などに対して支援及び活動状況の発信する。

#### 【公民館広報推進事業の実施】

公民館の広報活動の事例を収集・評価を行い、優良なコンテンツを表彰する。今年度は公民館がインターネットを駆使した広報活動を対象にした「全国公民館インターネット活用コンクール」を行う。

#### 【「月刊公民館」の発行】

地域社会の取組や専門家の論考などを紹介した「月刊公民館」を発行する。公民館の活動を推進する情報誌として、社会の変化に柔軟に対応し、公民館が地域社会にとって高い存在意義を示すよう充実した内容の編集につとめる。

#### 【専門資料の発行】

新任職員や地域の人などはじめとした公民館に携わる人向けに公民館を紹介した「よくわかる公民館のしごと」、災害時に公民館が避難所となり、地域の人たちと避難所を円滑に運営するために日頃から準備しておくことや被災したときの具体的な運営方法等を紹介した「公民館における災害対策ハンドブック」、公民館を運営するときに必要な関係法令や通知通達、中央教育審議会の諮問及び答申などを紹介した「公民館必携」等の専門資料を発行し、広く普及するよう頒布する。

#### 【優良公民館職員等表彰事業】

他の模範となるような優良な実績を有する公民館職員を表彰すること及び公民館の運営について顕著な実績を認められた「優良公民館表彰」で文部科学大臣表彰を受賞した公民館に、記念の楯を贈呈及び月刊公民館でその活動を紹介することで公民館関係者の意欲を触発し、力量の向上を促す。

## Ⅱ 公民館総合補償制度に関する事業

### 【見舞金制度事業の運営】

公民館総合補償制度で公民館行事参加者等の急性疾病や公民館職員の疾病や業務外のけがに対し死亡弔慰金または入院見舞金を支払う「見舞金制度」を実施する。本事業で余剰金が生じた場合はその一部を公益目的事業等の財源として活用する。

### 【災害補償保険等に係る集金事務に関する事業】

公民館総合補償制度の運営にあたり、制度掛金の保険料部分(団体災害補償保険等の保険料)の集金事務について保険会社との間で集金事務委託契約を締結し、請負事業として実施する。本事業で得られた利益は、公益目的事業の財源に充てる。

## Ⅲ その他の事業

### 【永年勤続職員表彰、功労者表彰及び公連勤続職員表彰の実施】

公民館において長年勤務し、一定の成果をあげた職員を表彰することは、立場を同じくする公民館職員への励みにもなり、同時によき模範となる。この表彰が公民館職員の意欲を触発し、力量の向上を促すことによって、公民館機能が向上することをねらう。

また、都道府県公連における活動の活性化は、本会の目的の達成はもちろん、本会の根幹に関わるため極めて重要視している。都道府県公連に対して功労があった役職員を表彰することにより、その労をねぎらい、連帯意識の向上に資する。